

資料編

財務諸表	24
貸借対照表	
損益計算書	
損益計算書の注記事項	
剰余金処分計算書	
貸借対照表の注記事項	
財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	
会計監査人による監査	
経営指標	30
経常収益・自己資本比率等	
主要勘定残高・出資配当金等	
総資産利益率	
総資金利鞘	
業務粗利益等	
業務純益	
預貸率・預証率	
資金運用・調達勘定の平均残高等	
受取利息及び支払利息の増減	
経費の内訳	
役職員1人当たり及び1店舗当りの預金・貸出金残高	
役職員の報酬体系	
預金業務	32
預金平均残高	
預金者別預金残高	
定期預金・金利区分別残高	
貸出業務	33
貸出金平均残高	
貸出金業種別残高	
貸出金使途別残高	
貸出金・金利区分別残高	
貸出金担保別残高	
債務保証見返担保別残高	
貸出金会員・非会員別残高	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減	
貸出金償却	
信用金庫法に基づく開示債権(リスク管理債権)の状況	34
破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況	
3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況	
リスク管理債権の合計額	
金融再生法に基づく開示債権の状況	35
金融再生法開示債権	
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況	
有価証券	36
有価証券の種類別平均残高	
有価証券の種類別残存期間別残高	
有価証券の時価及び評価損益等	
金銭の信託の時価及び評価損益等	
デリバティブ取引の時価及び評価損益等	
バーゼルⅢの開示事項	38

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2018年度 2019年3月31日現在	2019年度 2020年3月31日現在	科目	2018年度 2019年3月31日現在	2019年度 2020年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,218	3,175	預金積金	299,969	301,721
預け金	93,998	94,532	当座預金	2,756	2,640
買入金銭債権	223	2,342	普通預金	149,225	158,039
金銭の信託	0	0	貯蓄預金	2,711	2,590
有価証券	73,000	72,405	通知預金	183	175
国債	7,837	5,814	定期預金	138,680	131,665
地方債	9,521	9,614	定期積金	5,393	4,768
社債	32,742	31,683	その他の預金	1,017	1,842
株式	330	223	その他負債	778	715
その他の証券	22,568	25,069	未決済為替借	168	109
貸出金	137,989	138,243	未払費用	267	249
割引手形	2,580	2,228	給付補填備金	9	1
手形貸付	12,214	12,638	未払法人税等	8	8
証書貸付	118,793	118,071	前受収益	107	129
当座貸越	4,401	5,304	払戻未済金	3	4
その他資産	2,088	2,047	職員預り金	88	81
未決済為替貸	110	65	リース債務	23	19
信金中金出資金	1,423	1,423	資産除去債務	14	15
前払費用	39	34	その他の負債	87	95
未収収益	411	423	賞与引当金	135	134
その他の資産	104	100	退職給付引当金	212	191
有形固定資産	3,466	3,387	役員退職慰労引当金	75	78
建物	901	871	睡眠預金払戻損失引当金	5	7
土地	2,191	2,176	偶発損失引当金	27	30
リース資産	19	16	再評価に係る繰延税金負債	76	76
建設仮勘定	22	1	債務保証	388	458
その他の有形固定資産	332	321	負債の部合計	301,670	303,415
無形固定資産	57	50	(純資産の部)		
ソフトウェア	42	35	出資金	1,098	1,105
その他の無形固定資産	14	14	普通出資金	1,098	1,105
繰延税金資産	315	247	利益剰余金	10,137	10,263
債務保証見返	388	458	利益準備金	1,099	1,098
貸倒引当金	△1,366	△1,512	その他利益剰余金	9,038	9,165
(うち個別貸倒引当金)	(△1,209)	(△1,312)	特別積立金	8,710	8,910
資産の部合計	313,381	315,377	(うち店舗開設費積立金)	(11)	(11)
			当期末処分剰余金	328	255
			処分未済持分	△0	△0
			会員勘定合計	11,236	11,369
			その他有価証券評価差額金	274	392
			土地再評価差額金	199	199
			評価・換算差額等合計	474	591
			純資産の部合計	11,710	11,961
			負債及び純資産の部合計	313,381	315,377

損益計算書

(単位:千円)

科 目	2018年度		2019年度	
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
経常収益	3,861,092	4,062,588	経費	3,003,556
資金運用収益	3,242,469	3,285,990	人件費	1,941,678
貸出金利息	2,349,274	2,309,467	物件費	1,031,665
預け金利息	205,767	156,352	税金	30,211
有価証券利息配当金	649,783	777,342	その他経常費用	120,955
その他の受入利息	37,643	42,827	貸倒引当金繰入額	57,122
役務取引等収益	452,183	443,068	貸出金償却	—
受入為替手数料	195,049	193,940	株式等売却損	18,988
その他の役務収益	257,134	249,127	その他資産償却	11,614
その他業務収益	25,977	233,318	その他の経常費用	33,230
外国為替売買益	128	—	経常利益	300,137
国債等債券売却益	3,236	212,127	特別損失	75,149
その他の業務収益	22,611	21,191	固定資産処分損	2,634
その他経常収益	140,462	100,211	減損損失	72,515
償却債権取立益	82,672	80,508	税引前当期純利益	224,988
株式等売却益	9,860	16,687	法人税、住民税及び事業税	9,624
金銭の信託運用益	0	0	法人税等調整額	23,670
その他の経常収益	47,929	3,015	法人税等合計	33,294
経常費用	3,560,954	3,860,321	当期純利益	191,693
資金調達費用	68,531	59,823	繰越金(当期首残高)	123,683
預金利息	65,021	58,072	土地再評価差額金取崩額	12,937
給付補填備金繰入額	3,063	1,315	当期末処分剰余金	328,314
その他の支払利息	446	435		255,102
役務取引等費用	342,724	349,326		
支払為替手数料	66,984	67,089		
その他の役務費用	275,740	282,237		
その他業務費用	25,186	90,690		
外国為替売買損	—	62		
国債等債券売却損	837	10,243		
国債等債券償還損	19,620	79,777		
その他の業務費用	4,729	606		

損益計算書の注記事項(2019年度)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 6円75銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(千円)
足利市外	営業用店舗 1店舗	事業用土地	15,149
		事業用建物	4,886
		その他の有形固定資産	355
		その他の無形固定資産	27
		小計	20,419
合計			20,419

営業用店舗については、営業店(本店営業部、小山営業部、各支店(但し、出張所及び機能特化型店舗については母店と合算))毎に損益の把握を行っていることから各営業店を、グループの最小単位としております。

なお、本部、店外ATM、社宅等については金庫全体の共用資産としております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額20,419千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2018年度		2019年度	
	2018年4月1日から2019年3月31日まで		2019年4月1日から2020年3月31日まで	
当期末処分剰余金	328,314,146	255,102,908		
繰越金(当期首残高)	123,683,440	106,865,308		
当期純利益	191,693,542	148,237,600		
積立金取崩額	417,750	—		
剰余金処分額	221,866,588	128,734,850		
利益準備金	—	6,906,500		
普通出資に対する配当金	21,866,588	21,828,350		
(配当率)	(年2%)	(年2%)		
特別積立金	200,000,000	100,000,000		
繰越金(当期末残高)	106,865,308	126,368,058		

貸借対照表の注記事項(2019年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記②と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:34年~39年	その他:3年~31年
------------	------------

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額・保証による回収可能見込額及び清算配当見込額等を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に予想損失率を乗じた金額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が一次査定を実施し、融資部が貸出金等に係る二次査定を実施した上で、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額及び清算配当等により回収可能と認められる部分を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,161百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から損益処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年

金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月31日現在)

0.1275%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金24百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

④当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,600百万円
年金資産(時価)	1,358百万円
未積立退職給付債務	△241百万円
会計基準変更時差異の未処理額	一百万円
未認識数理計算上の差異	50百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	一百万円
貸借対照表計上額の純額	△191百万円
退職給付引当金	△191百万円

⑤役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

⑥睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

⑦偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

⑧消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年で均等償却を行っております。

⑨理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。

⑩理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

⑪有形固定資産の減価償却累計額

4,441百万円

⑫貸出金のうち、破綻先債権額は84百万円、延滞債権額は5,770百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,863百万円であります。

なお、19から22に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,228百万円であります。

24 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、収納事務取扱等の取引の担保として、預け金4,013百万円、有価証券額面200百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は33百万円であります。

25 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日:平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条5号に定める再評価の方法に基づいて、不動産鑑定士評価による合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を417百万円下回っております。

26 出資1口当たりの純資産額540円88銭

27 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、一部投資信託及び株式であり、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理諸規程・貸出決裁権限・貸出担保基準等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会及びALM委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針等について、リスク管理委員会において決定し、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会及びALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金・証券運用規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを管理しております。

これらの情報は経営企画部及び資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会、ALM委員会に定期的に報告しております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券、信託他、「貸出金」のうち当座貸越以外、及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間240日、信頼水準99%、観測期間5年)により算出しており、2020年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推測値)は全体で2,555百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28 金融商品の時価等に関する事項

(単位:百万円)

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	94,532	94,793	260
(2) 有価証券	72,368	72,368	—
その他有価証券	72,368	72,368	—
(3) 貸出金	138,243		
貸倒引当金(*1)	△1,510		
貸出金(貸倒引当金控除後)	136,732	138,655	1,922
金融資産計	303,634	305,817	2,183
(1) 預金積金	301,721	301,940	218
金融負債計	301,721	301,940	218

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAPレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29から32に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAPレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAPレート)を用いております。

(2) 借入金及びデリバティブ取引はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	28
その他の証券(*1)	8
合 計	36

(*1) 非上場株式(時価のあるものを除く)、その他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	33,859	51,400	1,500	5,500
有価証券	4,812	25,940	21,723	10,587
その他有価証券のうち満期があるもの	4,812	25,940	21,723	10,587
貸出金(*2)	34,560	45,054	26,828	23,922
合 計	73,231	122,394	50,051	40,009

(*1) 預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	102,295	31,938	48	728

(*1) 要求払預金は期間の定めがないものとして含めておりません。

29 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「投資信託」が含まれております。以下、32まで同様であります。

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	83	76	7
	国内債券	36,732	36,295	437
	国債	5,714	5,550	164
	地方債	9,514	9,382	132
	社債	21,503	21,362	140
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外国証券	3,270	3,227	43
	投資信託	10,563	9,937	625
	小 計	50,651	49,537	1,113
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	111	149	△37
	国内債券	10,379	10,499	△119
	国債	99	99	△0
	地方債	99	100	△0
	社債	10,180	10,299	△119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外国証券	8,316	8,645	△328
	投資信託	2,910	2,995	△85
合 計	小 計	21,717	22,289	△571
合 計		72,368	71,826	542

30 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

(単位:百万円)			
	売却原価	売却額	売却損益
国内債券	1,371	1,527	155
国債	1,371	1,527	155
合計	1,371	1,527	155

31 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	135	6	10
国内債券	830	37	1
国債	732	37	—
社債	98	—	1
外国証券	113	5	—
投資信託	2,920	81	95
合計	3,999	131	107

32 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に満期保有目的の債券を一部売却したことに伴い、残りの満期保有目的の債券12,039百万円について保有目的区分を変更しその他有価証券に区分しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券は78百万円、その他有価証券評価差額金は56百万円、それぞれ増加しております。

33 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,760百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが12,760百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)					
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,163百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	53百万円
減価償却超過額	45百万円
その他	245百万円
繰延税金資産小計	2,506百万円
評価性引当額	△2,108百万円
繰延税金資産合計	397百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	149百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	150百万円
繰延税金資産の純額	247百万円

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適切性・有効性等を確認しております。
2020年6月29日

足利小山信用金庫
理事長

富田 隆

会計監査人による監査

2020年6月26日開催の第95期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、岡本篤典公認会計士事務所 公認会計士 岡本 篤典 氏、福田栄公認会計士事務所 公認会計士 福田 栄 氏の監査を受けております。

経営指標

経常収益・自己資本比率等

(単位:千円、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	4,354,266	4,205,701	3,960,525	3,861,092	4,062,588
経常利益	310,091	216,142	252,935	300,137	202,267
当期純利益	161,200	115,781	158,670	191,693	148,237
自己資本比率 (%)	9.25	9.41	9.21	9.14	9.69

主要勘定残高・出資配当金等

(単位:百万円、口、人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総資産額	304,921	304,743	310,710	312,992	314,918
預金積金残高	291,963	292,025	298,225	299,969	301,721
貸出金残高	136,719	134,943	138,899	137,989	138,243
有価証券残高	70,159	70,945	69,953	73,000	72,405
純資産額	11,750	11,339	11,240	11,710	11,961
出資総額	1,095	1,097	1,099	1,098	1,105
出資に対する配当金(円)(出資1口当り)	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0
出資総口数(口)	21,900,063	21,945,973	21,986,253	21,977,898	22,116,028
役員数(人)	13	13	11	11	11
うち常勤役員数(人)	9	9	8	7	7
職員数(人)	317	300	294	282	273
会員数(人)	26,576	26,453	26,347	26,149	25,922

(注) 総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

総資産利益率

(単位:%)

	2017年度	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.08	0.09	0.06
総資産当期純利益率	0.05	0.06	0.04

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘

(単位:%)

	2017年度	2018年度	2019年度
総資金利鞘	0.02	0.04	0.08
資金運用利回り	1.07	1.05	1.06
資金調達原価率	1.05	1.01	0.98

業務粗利益等

(単位:千円、%)

	2017年度	2018年度	2019年度
資金運用収支	3,179,584	3,173,937	3,226,166
資金運用収益	3,250,912	3,242,469	3,285,990
資金調達費用	71,327	68,531	59,823
役員取引等収支	123,479	109,458	93,741
役員取引等収益	459,824	452,183	443,068
役員取引等費用	336,345	342,724	349,326
その他業務収支	28,938	790	142,628
その他業務収益	79,623	25,977	233,318
その他業務費用	50,685	25,186	90,690
業務粗利益	3,332,003	3,284,187	3,462,536
業務粗利益率	1.09	1.06	1.11

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2018年度0千円、2019年度0千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円、%)

	2017年度	2018年度	2019年度
業務純益	266,425	288,606	478,107
実質業務純益			521,703
コア業務純益			399,597
コア業務純益(除く投資信託解約損益)			341,567

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(除く投資信託解約損益)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

預貸率・預証率

(単位:%)

		2018年度	2019年度
預貸率	期末	46.00	45.81
	期中平均	45.71	45.29
預証率	期末	24.33	23.99
	期中平均	23.40	24.13

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

資金運用・調達勘定の平均残高等

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	307,394	309,308	3,242,469	3,285,990	1.05	1.06
うち貸出金	138,079	137,740	2,349,274	2,309,467	1.70	1.67
うち預け金	96,872	95,273	205,767	156,352	0.21	0.16
うち有価証券	70,673	73,385	649,783	777,342	0.91	1.05
資金調達勘定	302,102	304,208	68,531	59,823	0.02	0.01
うち預金積金	302,013	304,121	68,084	59,387	0.02	0.01

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度167百万円、2019年度248百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2018年度0百万円、2019年度0百万円)及び利息(2018年度0千円、2019年度0千円)を、それぞれ控除して表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	26,477	△34,920	△8,442	22,064	21,456	43,520
うち貸出金	13,887	△36,935	△23,048	△5,742	△34,064	△39,807
うち預け金	5,821	△25,720	△19,899	△3,343	△46,071	△49,415
うち有価証券	6,709	27,816	34,525	25,704	101,853	127,558
うちその他	59	△80	△21	5,446	△261	5,184
支払利息	900	△3,696	△2,795	481	△9,189	△8,708
うち預金積金	845	△3,701	△2,855	478	△9,175	△8,697

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

経費の内訳

(単位:千円)

	2017年度	2018年度	2019年度
人件費	2,036,966	1,941,678	1,893,523
報酬給料手当	1,660,746	1,602,095	1,570,197
退職給付費用	140,226	109,588	92,663
その他	235,993	229,994	230,662
物件費	1,025,658	1,031,665	1,026,222
事務費	501,435	506,247	514,839
うち旅費・交通費	1,825	2,002	1,947
うち通信費	36,895	37,276	38,584
うち事務機械賃借料	5	—	34
うち事務委託費	357,253	370,259	366,148
固定資産費	152,998	156,140	145,116
うち土地建物賃借料	31,301	31,095	30,678
うち保全管理費	70,510	68,764	71,293
事業費	61,324	61,829	56,872
うち広告宣伝費	21,232	22,152	19,141
うち交際費・寄贈費・諸会費	34,212	34,053	31,959
人事厚生費	14,591	12,606	12,697
減価償却費	187,350	194,709	198,479
その他	107,958	100,132	98,218
税金	29,678	30,211	32,307
合計	3,092,303	3,003,556	2,952,054

役職員1人当たり及び1店舗当りの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
役職員1人当たり預金	1,037	1,077
役職員1人当たり貸出金	477	493
1店舗当たり預金	12,498	12,571
1店舗当たり貸出金	5,749	5,760

役員報酬体系

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期 c. 支払時期

2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	106

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 前記の内訳は、「基本報酬」95百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

なお、2019年度は、「賞与」の支払いはありません。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務

預金平均残高

(単位:百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	154,583	51.1	162,022	53.2
うち当座預金	2,311	0.7	2,469	0.8
うち普通預金	149,320	49.4	156,734	51.5
うち貯蓄預金	2,759	0.9	2,634	0.8
うち通知預金	191	0.0	183	0.0
定期性預金	146,426	48.4	141,116	46.4
うち定期預金	140,966	46.6	136,274	44.8
うち定期積金	5,460	1.8	4,841	1.5
譲渡性預金	—	—	—	—
その他	1,002	0.3	983	0.3
合計	302,013	100.0	304,121	100.0

(注) その他=別段預金+納税準備預金

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	2019年3月末		2020年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	256,500	85.5	259,352	85.9
一般法人	36,581	12.1	36,697	12.1
金融機関	430	0.1	392	0.1
公金	6,456	2.1	5,279	1.7
合計	299,969	100.0	301,721	100.0

定期預金・金利区分別残高

(単位:百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
固定金利定期預金	137,606	130,660
変動金利定期預金	87	86
合計	137,694	130,746

(注) 1. 固定金利定期預金とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。

2. 変動金利定期預金とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

貸出業務

貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	2,278	1.6	2,357	1.7
手形貸付	11,106	8.0	12,171	8.8
証書貸付	120,300	87.1	118,669	86.1
当座貸越	4,392	3.1	4,542	3.2
合計	138,079	100.0	137,740	100.0

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

業種区分	2019年3月末			2020年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	734	19,069	13.8	714	19,298	13.9
農業、林業	9	171	0.1	9	230	0.1
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	21	0.0	1	11	0.0
建設業	656	9,340	6.7	668	9,574	6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	14	671	0.4	19	737	0.5
情報通信業	9	266	0.1	10	354	0.2
運輸業、郵便業	93	2,751	1.9	93	3,042	2.2
卸売業、小売業	532	8,141	5.8	520	8,141	5.8
金融業、保険業	19	1,562	1.1	18	1,237	0.8
不動産業	333	17,783	12.8	334	18,255	13.2
物品賃貸業	11	188	0.1	10	134	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	75	1,195	0.8	74	1,200	0.8
宿泊業	7	967	0.7	9	1,024	0.7
飲食業	223	1,986	1.4	218	2,057	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	143	2,141	1.5	134	2,008	1.4
教育、学習支援業	22	621	0.4	25	613	0.4
医療・福祉	133	7,000	5.0	139	6,596	4.7
その他のサービス	199	3,058	2.2	205	3,271	2.3
小計	3,213	76,939	55.7	3,200	77,791	56.2
地方公共団体	12	21,272	15.4	13	21,164	15.3
個人	9,705	39,777	28.8	9,406	39,287	28.4
合計	12,930	137,989	100.0	12,619	138,243	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	2019年3月末		2020年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	58,879	42.6	58,673	42.4
運転資金	79,110	57.3	79,569	57.5
合計	137,989	100.0	138,243	100.0

貸出金・金利区分別残高

(単位:百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
固定金利貸出金	77,504	76,571
変動金利貸出金	60,485	61,671
合計	137,989	138,243

貸出金担保別残高

(単位:百万円、%)

	2019年3月末		2020年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	1,435	1.0	1,539	1.1
有価証券	—	—	34	0.0
動産	49	0.0	48	0.0
不動産	20,018	14.5	19,306	13.9
その他担保	—	—	—	—
小計	21,502	15.5	20,930	15.1
信用保証協会・信用保険	28,595	20.7	31,317	22.6
保証	46,421	33.6	45,390	32.8
信用	41,469	30.0	40,605	29.3
合計	137,989	100.0	138,243	100.0

債務保証見返担保別残高

(単位:百万円、%)

	2019年3月末		2020年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	13	3.3	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	16	4.2	15	3.4
その他担保	—	—	—	—
小計	29	7.5	15	3.4
信用保証協会・信用保険	26	6.8	24	5.3
保証	270	69.4	45	10.0
信用	62	16.0	372	81.1
合計	388	100.0	458	100.0

貸出金会員・非会員別残高

(単位:百万円、%)

	2019年3月末		2020年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	106,570	77.2	106,669	77.1
非会員	31,419	22.7	31,574	22.8
合計	137,989	100.0	138,243	100.0

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	152	156	—	152	156
	2019年度	156	200	—	156	200
個別貸倒引当金	2018年度	1,436	1,209	280	1,156	1,209
	2019年度	1,209	1,312	184	1,024	1,312
合計	2018年度	1,589	1,366	280	1,309	1,366
	2019年度	1,366	1,512	184	1,181	1,512

貸出金償却

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金償却額	—	10

信用金庫法に基づく開示債権(リスク管理債権)の状況
破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

	2019年3月末	2020年3月末
破綻先債権額 (A)	116	84
延滞債権額 (B)	5,492	5,770
合計 (C) = (A) + (B)	5,608	5,855
保全・保証額 (D)	3,500	3,653
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	2,108	2,201
個別貸倒引当金 (F)	1,146	1,250
同引当率 (G) = (F) / (E)	54.40	56.81

3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位:百万円、%)

	2019年3月末	2020年3月末
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	—	8
合計 (J) = (H) + (I)	—	8
保全・保証額 (K)	—	—
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	—	8
貸倒引当金 (M)	—	0
同引当率 (N) = (M) / (L)	—	8.73

リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
(C) + (J)	5,608	5,863

- (注) 1. 「破綻先債権」(A) とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B) とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3か月以上延滞債権」(H) とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I) とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3か月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法に基づく開示債権の状況

金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	2019年3月末	2020年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,826	2,085
危険債権	3,819	3,800
要管理債権	—	8
正常債権	132,860	132,915
合計	138,506	138,808

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意に区分された債務者に対する債権のうち、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の 不良債権	2019年3月末	5,646	4,684	3,537	1,147	82.97	54.41	
	2020年3月末	5,893	4,935	3,683	1,251	83.74	56.63	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年3月末	1,826	1,826	1,027	799	100.00	100.00	
	2020年3月末	2,085	2,085	1,178	906	100.00	100.00	
危険債権	2019年3月末	3,819	2,858	2,510	347	74.83	26.57	
	2020年3月末	3,800	2,849	2,505	343	74.98	26.56	
要管理債権	2019年3月末	—	—	—	—	—	—	
	2020年3月末	8	0	—	0	8.73	8.73	
正常債権	2019年3月末	132,860	75,633	75,416	216	56.92	0.37	
	2020年3月末	132,915	77,010	76,751	259	57.93	0.46	
合計	2019年3月末	138,506	80,318	78,954	1,363	57.98	2.29	
	2020年3月末	138,808	81,946	80,435	1,510	59.03	2.58	

- (注) 金融再生法上の不良債権に対し、担保・保証等による回収見込額に加え、当金庫の資産査定基準及び償却・引当基準に基づき必要な貸倒引当金を計上するなど、それぞれの不良債権に応じた保全措置を講じております。なお、貸倒引当金は、破産更生債権等ならびに危険債権に対して計上している個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金であり、貸借対照表の残高より少なくなっております。

リスク管理債権と金融再生法上に基づく開示債権との相違点

【対象債権の範囲】リスク管理債権の対象債権が貸出金のみであるのに対し、金融再生法に基づく開示債権の対象債権は貸出金、未収利息、仮払金、債務保証見返、貸付有価証券及び外国為替です。

【開示債権の集計】リスク管理債権は貸出金毎に集計のうえ開示しておりますが、金融再生法に基づく開示債権は上記【対象債権の範囲】の記載どおり貸出金、未収利息等を含めて開示しております。

有価証券

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国債	7,761	7,566
地方債	8,623	9,434
社債	33,551	31,993
株式	355	317
投資信託	13,710	13,567
外国証券	6,658	10,494
その他の証券	12	10
合計	70,673	73,385

有価証券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

2018年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	201	1,631	3,375	211	1,602	814	—	7,837
地方債	—	2,974	3,703	1,339	301	1,202	—	9,521
社債	3,809	8,083	4,194	4,098	8,088	4,468	—	32,742
株式	—	—	—	—	—	—	330	330
投資信託	98	564	96	4,012	3,553	—	5,554	13,880
外国証券	200	300	601	700	2,322	3,689	862	8,677
その他の証券	—	10	—	—	0	—	—	10

2019年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	201	3,473	1,471	—	469	199	—	5,814
地方債	301	5,498	1,841	407	302	1,263	—	9,614
社債	4,109	6,584	4,038	3,830	7,494	5,626	—	31,683
株式	—	—	—	—	—	—	223	223
投資信託	—	—	1,639	4,145	1,165	195	6,326	13,473
外国証券	200	100	1,285	492	3,415	3,302	2,791	11,587
その他の証券	—	8	—	—	0	—	—	8

有価証券の時価及び評価損益等

(単位:百万円)

○「売買目的有価証券」「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」

該当ありません。

○満期保有目的の債券

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国内債券	8,212	8,591	378	—	—	—
	国債	4,424	4,743	319	—	—	—
	地方債	1,200	1,222	22	—	—	—
	社債	2,587	2,625	37	—	—	—
	外国証券	2,309	2,368	58	—	—	—
	小計	10,522	10,959	437	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国内債券	200	199	△0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	199	△0	—	—	—
	外国証券	1,000	986	△13	—	—	—
	小計	1,200	1,185	△14	—	—	—
合計		11,722	12,145	423	—	—	—

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

○その他有価証券

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	75	70	4	83	76	7
	国内債券	40,572	40,019	552	36,732	36,295	437
	国債	3,413	3,306	107	5,714	5,550	164
	地方債	8,321	8,160	160	9,514	9,382	132
	社債	28,838	28,552	285	21,503	21,362	140
	外国証券	4,005	3,950	55	3,270	3,227	43
	投資信託	6,675	6,290	385	10,563	9,937	625
	小計	51,329	50,330	998	50,651	49,537	1,113
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	226	260	△33	111	149	△37
	国内債券	1,116	1,119	△3	10,379	10,499	△119
	国債	—	—	—	99	99	△0
	地方債	—	—	—	99	100	△0
	社債	1,116	1,119	△3	10,180	10,299	△119
	外国証券	1,362	1,400	△37	8,316	8,645	△328
	投資信託	7,204	7,749	△545	2,910	2,995	△85
	小計	9,910	10,529	△619	21,717	22,289	△571
合計		61,239	60,860	379	72,368	71,826	542

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	2018年度	2019年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	28	28
その他の証券	10	8
合計	38	36

金銭の信託の時価及び評価損益等

(単位:百万円)

○「運用目的の金銭の信託」「満期保有目的の金銭の信託」

該当ありません。

○その他の金銭の信託

2018年度					2019年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引の時価及び評価損益等

該当ありません。

バーゼルⅢの開示事項(単体:自己資本の構成に関する事項)

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからの出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は、普通出資(発行主体:足利小山信用金庫)のみであり、2019年度のコア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、1,105百万円となります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,214	11,347
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,098	1,105
うち、利益剰余金の額	10,137	10,263
うち、外部流失予定額(△)	21	21
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	156	200
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	156	200
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	62	49
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	11,433	11,598
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	57	50
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	57	50
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	57	50
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,375	11,547
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	118,145	112,936
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,149	△1,149
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	276	276
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,302	6,227
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	124,447	119,163
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.14%	9.69%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 「リスク・アセット」とは、リスクを有する資産(貸出金、有価証券等)を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額です。

バーゼルⅢの開示事項(単体:定性・定量)

2.信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、エクスポージャー^{*1}が特定の分野に集中することがないよう、リスクの分散に努めております。

一方、将来の自己資本比率充実策については年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、事業計画については、貸出金・預金計画及び金利動向に基づいた利息収支、市場環境を踏まえた余資運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定されたものです。

※1 エクスポージャーとは、リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金等の与信取引と有価証券等の投資資産が該当します。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ^{注1}	118,145	4,725	112,936	4,517
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{注2}	112,613	4,504	106,962	4,278
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	91	3	91	3
我が国の政府関係機関向け	590	23	629	25
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	21,239	849	20,856	834
法人等向け	33,605	1,344	33,805	1,352
中小企業等向け及び個人向け	34,955	1,398	30,462	1,218
抵当権付住宅ローン	4,303	172	4,288	171
不動産取得等事業向け	4,323	172	4,116	164
3か月以上延滞等 ^{注3}	878	35	592	23
取立未済手形	22	0	13	0
信用保証協会等による保証付	1,444	57	1,626	65
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	385	15	308	12
出資等のエクスポージャー	385	15	308	12
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	10,772	430	10,170	406
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,851	74	1,825	73
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	859	34	801	32
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,686	227	5,167	206
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(投資家)	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,680	267	7,121	284
ルック・スルー方式	6,680	267	7,121	284
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	276	11	276	11
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	6,302	252	6,227	249
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	124,447	4,977	119,163	4,766

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向けを除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3.信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、「クレジットポリシー」^{*1}を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。さらに信用格付システムを導入し、信用格付の精度向上を図っております。

また、信用リスク管理システムを使用した信用VaR算出による信用リスク計量化に取り組んでおります。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会ならびにリスク管理検討部会で協議検討を行うとともに、経営会議、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却および引当計上規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率をもとに算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。

※1 クレジットポリシーとは、当金庫における与信業務の基本的な理念や手続を明示したものです。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

① リスク・ウェイト^{*2}の判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

i. 法人向けエクスポージャー

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

ii. 金融機関向けエクスポージャー

- ・カントリー・リスク・スコア

※2 リスク・ウェイトとは、債権の危険度を指す指標であり、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	2018年度		2019年度		2018年度		2019年度		2018年度		2019年度	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	304,552	302,456	151,354	151,676	49,552	46,795	—	—	—	—	1,442	1,178
国外	7,822	9,038	—	—	7,809	9,022	—	—	—	—	—	—
地域別合計	312,375	311,494	151,354	151,676	57,361	55,817	—	—	—	—	1,442	1,178
製造業	28,592	28,135	19,475	19,716	8,920	8,316	—	—	—	—	156	201
農業、林業	212	266	212	266	—	—	—	—	—	—	1	0
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	21	11	21	11	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	12,279	12,393	11,040	11,254	1,199	1,099	—	—	—	—	149	65
電気・ガス・熱供給・水道業	2,603	2,991	697	787	1,902	2,201	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,621	1,875	336	572	1,002	900	—	—	—	—	1	1
運輸業、郵便業	4,239	4,392	2,900	3,154	1,302	1,200	—	—	—	—	26	40
卸売業、小売業	12,140	11,869	8,965	8,905	3,130	2,927	—	—	—	—	153	38
金融業、保険業	110,548	110,920	1,654	1,344	13,231	13,442	—	—	—	—	—	—
不動産業	20,347	20,313	18,220	18,696	2,109	1,606	—	—	—	—	404	378
物品賃貸業	212	157	212	157	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,485	1,448	1,484	1,448	—	—	—	—	—	—	6	2
宿泊業	975	1,024	974	1,024	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,618	2,746	2,413	2,541	200	200	—	—	—	—	73	57
生活関連サービス業、娯楽業	3,092	3,801	2,682	2,581	400	1,210	—	—	—	—	69	71
教育、学習支援業	666	684	666	684	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	7,557	7,151	7,550	7,144	—	—	—	—	—	—	32	5
その他のサービス	3,478	3,678	3,468	3,668	—	—	—	—	—	—	79	61
国・地方公共団体等	45,293	43,919	21,272	21,164	23,961	22,711	—	—	—	—	—	—
個人	34,178	33,624	34,129	33,577	—	—	—	—	—	—	286	253
その他 ^{注3}	20,209	20,085	12,975	12,973	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	312,375	311,494	151,354	151,676	57,361	55,817	—	—	—	—	1,442	1,178
1年以下	94,554	65,864	24,851	26,763	4,203	4,802	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	36,249	77,392	10,972	10,511	12,866	15,481	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	26,960	25,232	15,259	16,668	11,700	8,563	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	19,124	15,087	12,872	10,165	6,252	4,747	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	40,992	32,406	20,040	18,993	12,228	11,746	—	—	—	—	—	—
10年超	69,352	71,268	54,242	55,291	10,109	10,477	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	25,141	24,242	13,115	13,281	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	312,375	311,494	151,354	151,676	57,361	55,817	—	—	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、投資信託、ETF (株価指数連動型上場投資信託) 等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌34ページ参照。

(信用金庫法施行規則第132条に基づく従来の開示と同一であり、省略しております。)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	297	157	157	176	297	157	157	176	—	10
農業、林業	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	66	95	95	58	66	95	95	58	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	2	2	2	—	2	2	2	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	13	25	25	26	13	25	25	26	—	—
卸売業、小売業	132	130	130	92	132	130	130	92	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	537	458	458	651	537	458	458	651	—	—
物品賃貸業	8	—	—	—	8	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	6	6	6	2	6	6	6	2	—	—
宿泊業	79	73	73	69	79	73	73	69	—	—
飲食業	110	108	108	104	110	108	108	104	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	15	13	13	13	15	13	13	13	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	60	26	26	27	60	26	26	27	—	—
その他のサービス	24	41	41	35	24	41	41	35	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	83	68	68	50	83	68	68	50	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,436	1,209	1,209	1,312	1,436	1,209	1,209	1,312	—	10

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト ^{※3} 区分 (%)	エクスポージャーの額 ^{※2}			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	61,702	—	60,574
10%	—	23,267	—	27,122
20%	4,231	104,847	4,632	102,675
35%	—	11,779	—	5,520
40%	—	—	100	—
50%	28,348	847	50,653	623
70%	—	—	200	—
75%	—	40,016	—	21,893
100%	848	36,023	1,272	35,985
150%	—	362	—	140
200%	—	—	—	—
250%	—	100	—	100
1,250%	—	—	—	—
その他	—	0	—	—
合計		312,375		311,494

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明と理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「事務取扱要領」や「貸出担保基準」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証に関する信用度の評価については、政府保証と同様の信用度を持つ信用保証協会、法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合は、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,722	1,794	14,480	30,892	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	131	139	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	1,196	1,795	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け	261	358	1,938	2,017	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	1,358	1,321	10,337	25,944	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	39	35	574	64	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	19	17	—	111	—	—	—	—
3ヵ月以上延滞等	0	—	17	184	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	12	30	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	30	31	285	636	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取り扱っておりませんが、投資信託の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「資金・証券運用規程」で定めている保有限度額の範囲内で、適正な運用・管理を行っております。

なお、長期決済期間取引は、該当ありません。

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築の額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	0	—	0	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	0	—	0	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	0	—	0	—

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

2. 担保の種類別の額、与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額、信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額は、該当ありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要
証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。
一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーター^{※1}と、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。
当金庫においては、オリジネーターにあたるものは有しておりません。
当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金・証券運用規程」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。
※1 オリジネーターとは、貸付債権の原保有者のことをいいます。
- (2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要
証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、当該証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを市場取引部門とリスク管理部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーのパフォーマンス、仕組みの内容、裏付資産の状況、それらに内包されるリスクの洗い出しおよび構造上の特性等の分析を実施し、リスク管理部門の審査を経たうえで、「職務権限規程」に定める決裁権限者の決裁により最終決定しております。
また、市場取引部門とリスク管理部門は、保有している証券化商品について、半期ごとおよび適時に当該証券化商品およびその裏付資産に係る情報を証券会社等から収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。
- (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。
- (4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は標準的手法を採用しております。
- (5) 信用金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に関わる証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
- (6) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
- (7) 証券化取引に関する会計方針
当該取引にかかる会計基準については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。
- (8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合は、その理由を含む）
 - ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
 - ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
 - ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。
特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めております。
システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
その他のリスクについては、苦情相談受付部署を明確にし、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備等、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。
現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会にて定期的に協議検討するとともに、経営会議といった経営陣に報告する態勢を整備しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫では、基礎的手法を採用しております。

8. 信用庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資等」という)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

株式等(上場株式等)については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式等の銘柄について日々評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切に処理することとしております。価格変動リスクは金利リスクと併せて、定期的に経営陣及びリスク管理委員会へ報告しております。

また、非上場株式やファンド等への投資、信金中央金庫等への出資金については、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な処理を行っております。

出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	264	264	158	158
非上場株式等	1,504	1,501	1,501	1,499
合計	1,768	1,765	1,659	1,657

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	11	6
売却損	18	10
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	320	△30

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,939	17,814
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR分析手法を用いて金利リスクを算定し、リスク管理委員会と協議検討するとともに、定期的に経営陣へ報告を行う等、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。ALMIに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMIに関する方針等について、リスク管理委員会において決定し、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

③ 金利リスク計測の頻度

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段手法の会計上の取扱いを含む)に関する説明

ヘッジ等金利リスクの削減手法は、使用しておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

Δ EVE(金利ショックに対する経済価値の減少額)及び Δ NII(金利ショックに対する金利収益の減少額)については、開示告示等に基づき計測しております。なお、これらの計測にあたっては、以下の前提に基づき計測・管理しております。

i 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

1.25年となっております。

ii 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

3年となっております。

iii 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

iv 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

v 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算しております。

vi スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

スプレッド及びその変動については考慮しておりません。

- vii 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。
- viii 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
有価証券の残高減少を主因として、 Δ EVEは減少しております。
- ix 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の Δ EVEは、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトが最大値となっております。
- ②金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- i 金利ショックに関する説明
当金庫では、主としてVaR (バリュー・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しております。VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しております。
- ii 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaRについては、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間5年、保有期間240日、信頼水準99%としております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
1	上方パラレルシフト	4,556	4,338		199
2	下方パラレルシフト	0	0		17
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,556	4,338		199
		2018年度		2019年度	
8	自己資本の額	11,375		11,547	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

開示項目索引(信用金庫法施行規則に定められた項目)

金庫の概況及び組織に関する事項

事業の組織	47
理事・監事の氏名及び役職名	47
会計監査人の氏名又は名称	29
事務所の名称及び所在地	1、49

主要な事業の内容

主要な事業に関する事項

直近の事業年度における事業の概況	表2、2・3
直近の5事業年度における主要な事業の状況	30
①経常収益	
②経常利益又は経常損失	
③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金	
⑫職員数	

直近の2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況

①業務粗利益及び業務粗利益率	30
②業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益(除く投資信託解約損益)	30
③資金運用収支、役員取引等収支、 及びその他業務収支	30
④資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	30、31
⑤受取利息及び支払利息の増減	31
⑥総資産経常利益率	30
⑦総資産当期純利益率	30

預金に関する指標

①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	32
②固定・変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	32

貸出金等に関する指標

①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	33
--------------------------------	----

②固定金利及び変動金利の 区分ごとの貸出金の残高	33
③担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額	33、34
④使途別の貸出金残高	33
⑤業種別の貸出金残高及び 貸出金の総額に占める割合	33
⑥預貸率の期末値及び期中平均値	31

有価証券に関する指標

①商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
②有価証券の種類別残存期間別の残高	36
③有価証券の種類別の平均残高	36
④預貸率の期末値及び期中平均値	31

事業の運営に関する事項

リスク管理の態勢	14、15
法令遵守の態勢	13
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための 取り組みの状況	4～9
金融ADR制度への対応	13

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	24～29
貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	34・35
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	

自己資本の充実の状況について

金融庁長官が別に定める事項

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び 評価損益

①有価証券	36・37
②金銭の信託	37
③デリバティブ取引	37

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸出金償却の額

貸借対照表等について

会計監査人の監査を受けている旨

役職員の報酬体系

金融再生法に基づく開示項目